

3 排泄介助・おむつ交換

5時間もおむつ交換してもらえない

利用者 女性・81歳
身体状況 要介護4
施設 特養(入居して4年2カ月)

■ 利用者の声	おむつ交換の時間が14時から19時と5時間も間がある。もう少し早く替えてほしい。
■ 相談員の対応	施設に伝える。
■ 施設側の対応・ 回答	おむつ交換は、一応時間の設定をしているが、時間にこだわらず個別に対応している。いえない人には気を配り、設定時間の再検討を行うとの回答を得た。

ポイント

濡れたままのおむつを着装しているのは好ましくないが、自分で交換を申し出にくい利用者の場合は交換の時間までそのままの状態ということもある。職員が忙しそうにしているからと遠慮する利用者もあるので、利用者の要望があってからサービス事業所に対して聞くだけでなく、その事業所では一般的にどのような基準や方法でおむつ交換や排泄介助をしているかを確認することも大切なことである。

排便の時間が決められていてつらい

- 利用者の声
トイレ介助が必要なため、排便の時間が2時と決められており、辛い思いをしている。
- 相談員の対応
ミーティングで婦長にその旨伝えた。

■ 施設側の対応・回答

後日、本人より「時間に関係なく連れていってもらえるようになった」と笑顔で感謝の言葉をいわれた。



食事やその日の体調によって排泄の時間も変化するので、おむね一定だからと職員が判断していてもそのとおりにはならないのが普通である。おむつをしないことで排泄介助してもらっているという負い目が利用者にある場合は、職員に直接申し出ることがなかなかできないので、相談員が介在することにより事業者に気づいてもらうことが必要なときもある。

ポータブルトイレの洗浄をすぐにして

■ 利用者の声

ポータブルトイレを使用した後、すぐに洗浄してもらいたいが、スタッフにいい出せない。

■ 相談員の対応

後始末は定時に行われているため、常に居室内に異臭がある。婦長に要望を伝え、改善をお願いする。

■ 施設側の対応・回答

しばらくして洗浄回数を増やす、排便時はナースコールを押してもらおうという取り組みを実施した。



居室内の排便排尿臭は心地よいものではない。ポータブルトイレは居室内で比較的自由に使用することができる半面、後始末が適切でなければかえって不快感のもととなる。トイレでの排泄の代用であることを認識して対応することが必要である。

この事例のように、相談員が職員にいい出せない利用者の気持ちを汲んで対応することにより、個別の問題としてではなく利用者全体の問題として考えられるようになることが多い。

8 職員とのコミュニケーション

入所者への対応が冷たく、 声かけが不十分

利用者	84歳・男性
身体状況	車いす生活。重度の痴呆があり、話すことも言葉を発することもだんだんできなくなっている
施設	老健施設（入所して1年6カ月）

■ 利用者の声 (家族より)	利用者がだんだんと言葉を発することができなくなってきていることに対して、職員に「声かけはしていただいているのでしょうか」と聞くと「声かけは家族がするものですよ」といわれた。温かさが感じられなかった。
■ 相談員の対応	施設長、事務長にその旨を伝える。
■ 施設側の対応・ 回答	「できることとできないことがあるとは思いますが、できるかぎり対処したいので問題点は施設にも話してほしい」という姿勢であった。 (介護相談員所見) 後日訪問時、職員全員の声かけが増えてきており、利用者の雰囲気も明るくなっているように感じた。しかし、十分ではなく、まだまだ足りないと思う。施設長に一度話したくらいですぐによくなるものでもないと思うので少しずつでも改善されていくように活動していきたい。

高齢者に対する虐待について

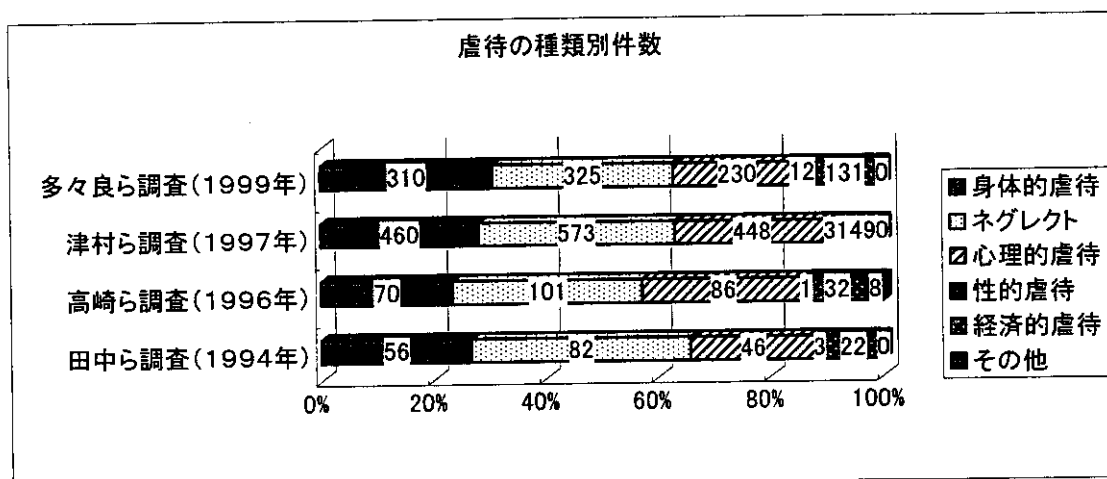
- 高齢者に対する虐待は、身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、介護・世話の放任・放棄など様々な態様があり、これまでの調査研究等においては、
 - ①被虐待者は高齢女性で要介護者が多いこと、②介護者と加害者が同一者である率が高いこと、などが指摘されている。
- 本年度は、実態把握のため、全国の市町村、在宅介護サービス等関係機関など約2万カ所を対象とした調査を実施している。

1 高齢者虐待に関する主な先行調査研究の概要

(1) 家庭内虐待に関する先行研究の調査結果概要

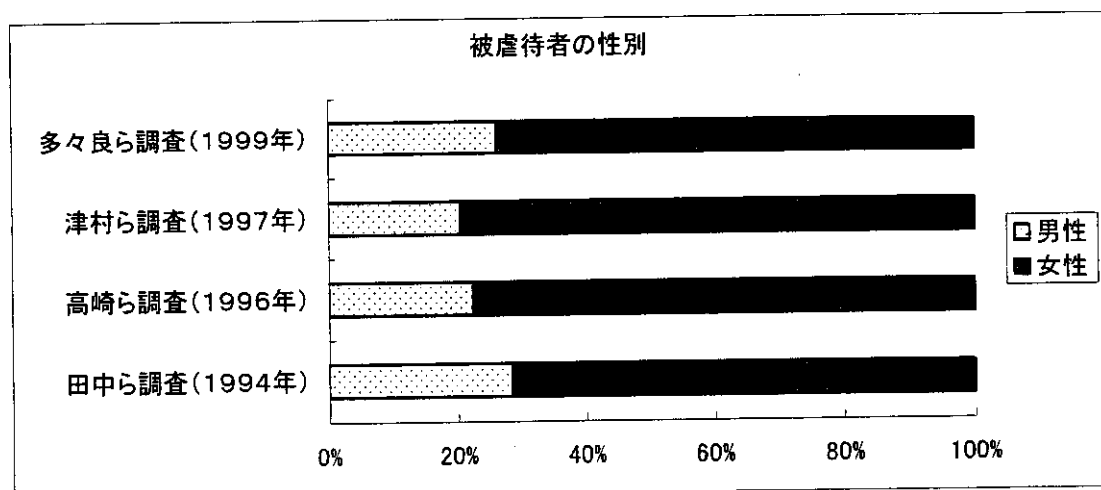
①虐待の種類別件数

身体的虐待と介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）の占める割合が高い。



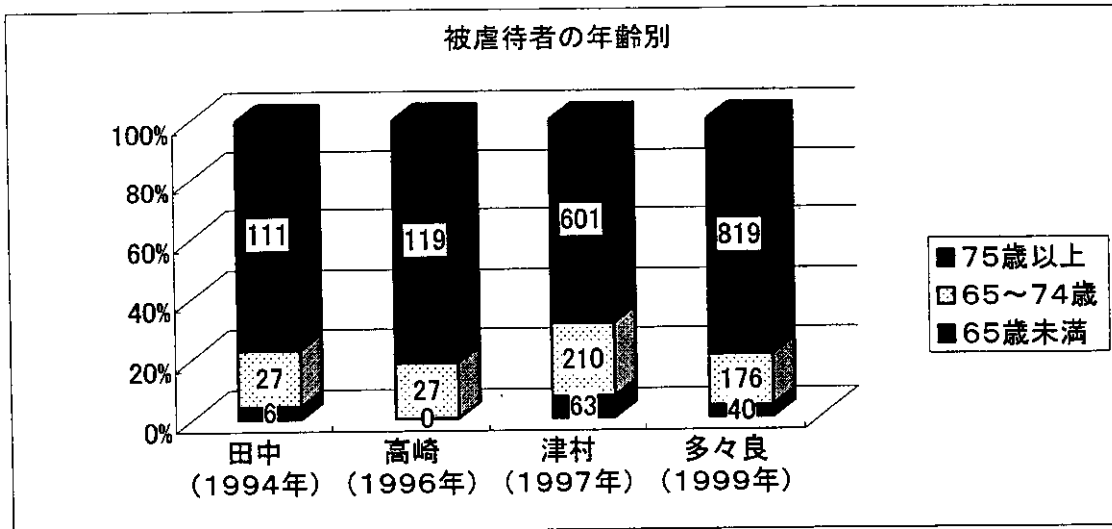
②被虐待者の性別

女性がほぼ4分の3以上を占めている。



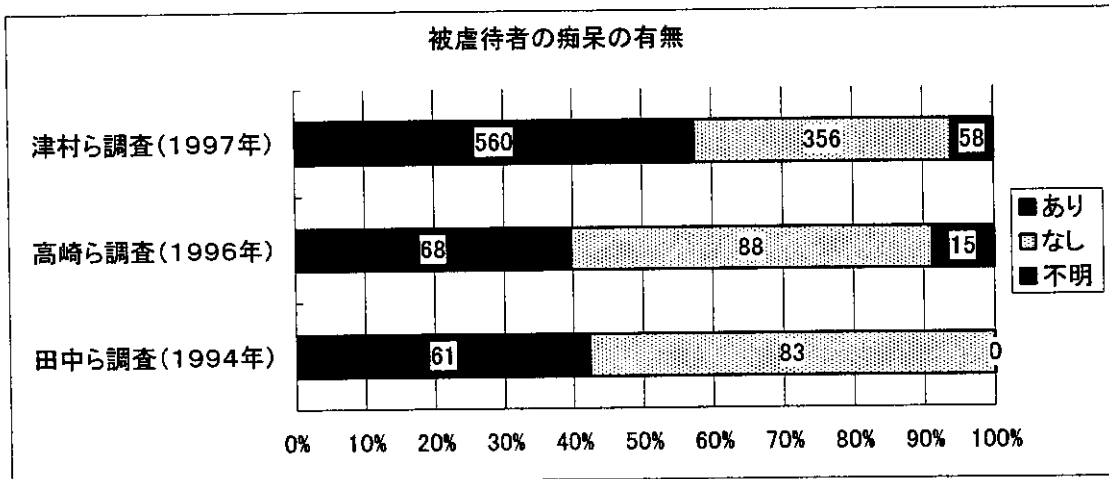
③被虐待者の年齢別

75歳以上の後期高齢者の占める割合が高い。



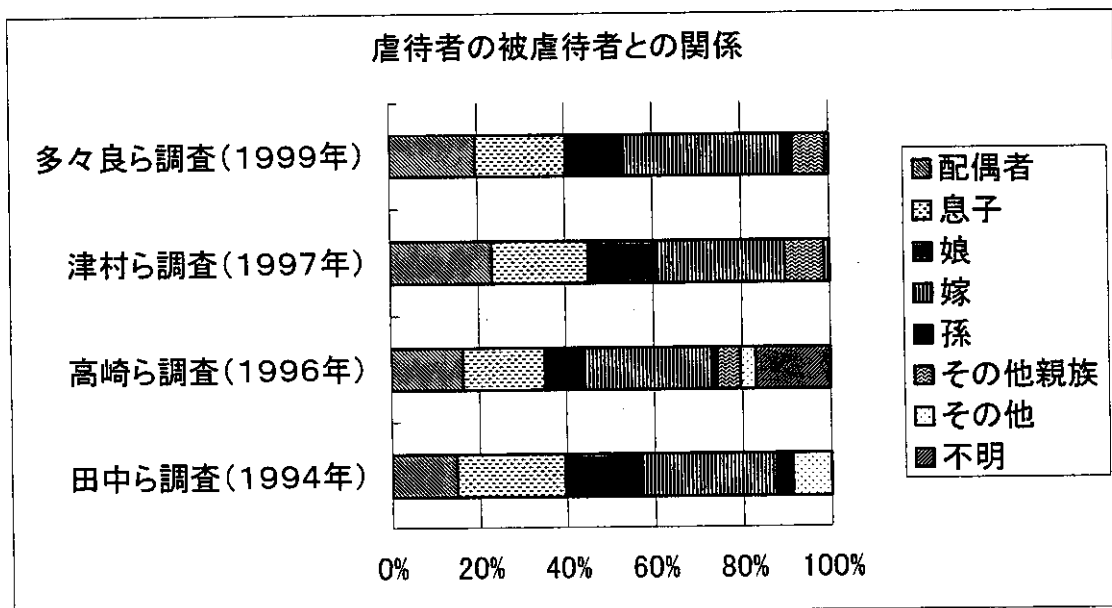
④被虐待者の痴呆の有無

「痴呆あり」が約半数を占めている。



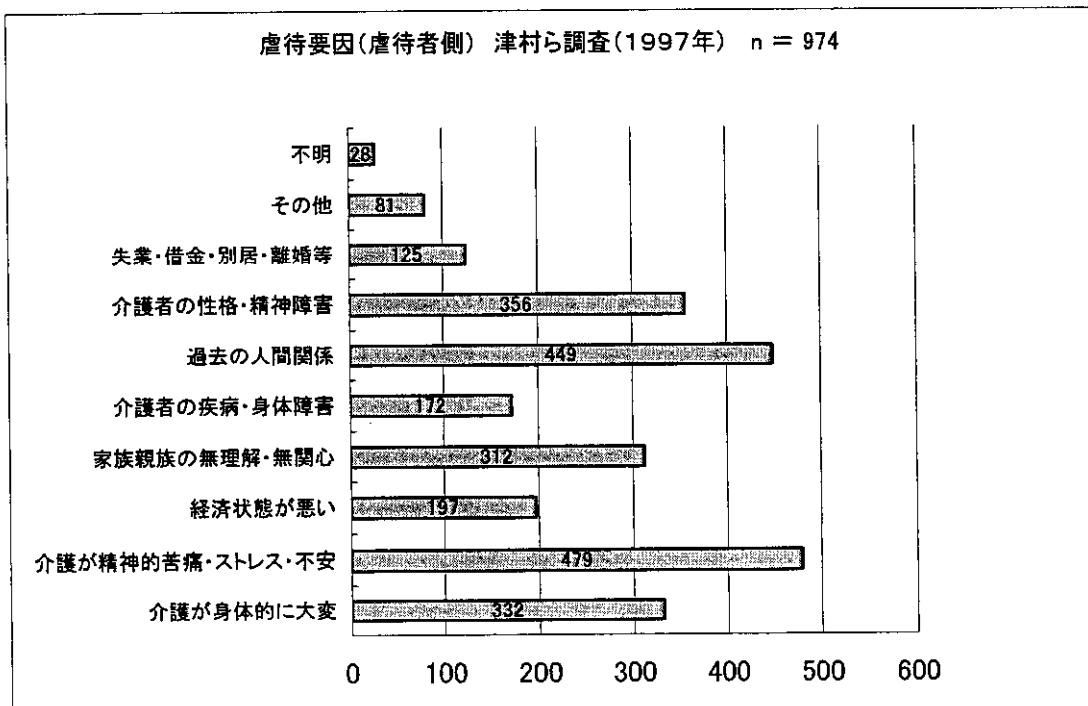
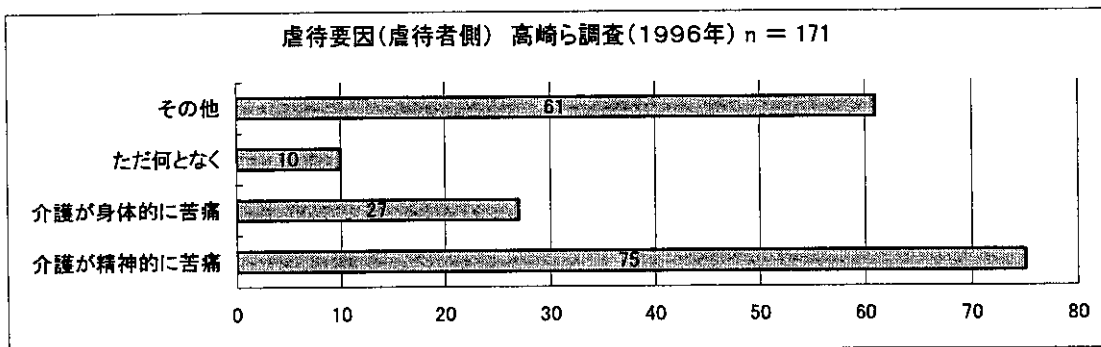
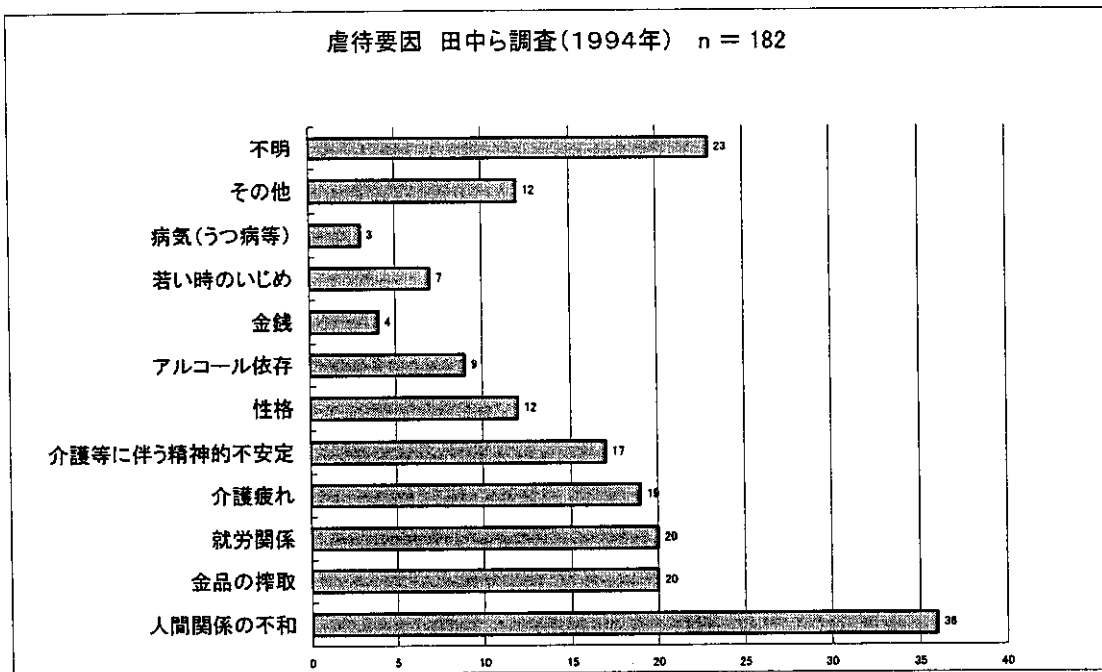
⑤虐待者と被虐待者の関係

嫁、息子、配偶者で7割方を占めている。



⑥虐待要因

研究者により要因分類の仕方が若干異なるが、過去の人間関係不和の延長線上、介護ストレス、痴呆などが要因の上位を占めている。



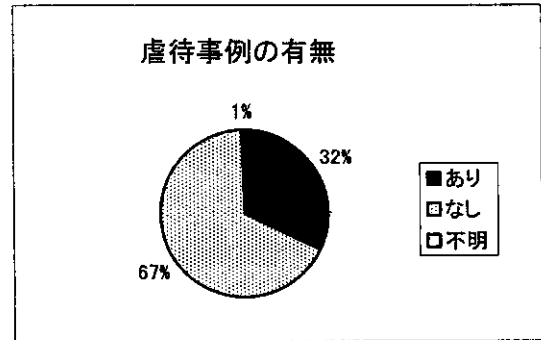
(2) 施設内虐待に関する先行研究の調査結果概要

①特別養護老人ホーム

(「特別養護老人ホームにおける高齢者虐待に関する実態と意識調査」高齢者処遇研究会(代表 田中荘司) 2000年3月 による。)

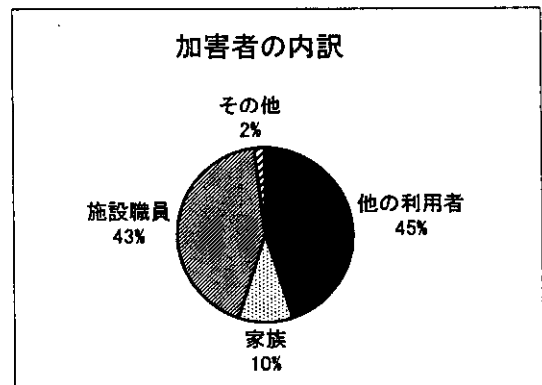
ア 虐待事例の有無

約3割の施設で「虐待あり」と回答した。



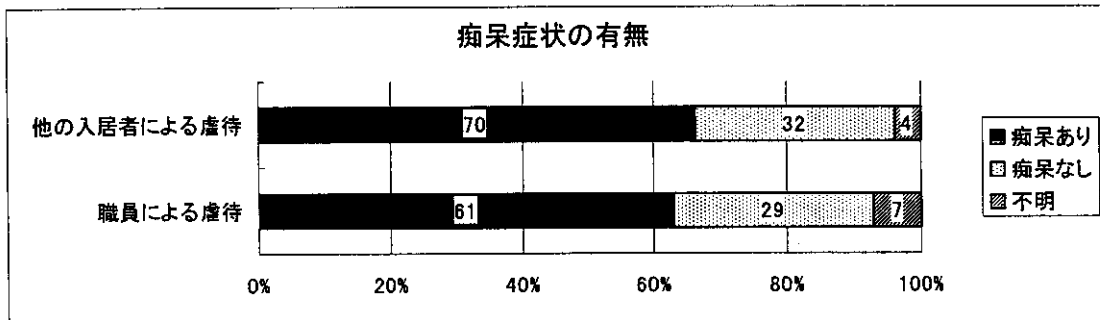
イ 加害者の内訳

「他の利用者」「施設職員」がそれぞれ4割以上を占め、計9割弱となっている。



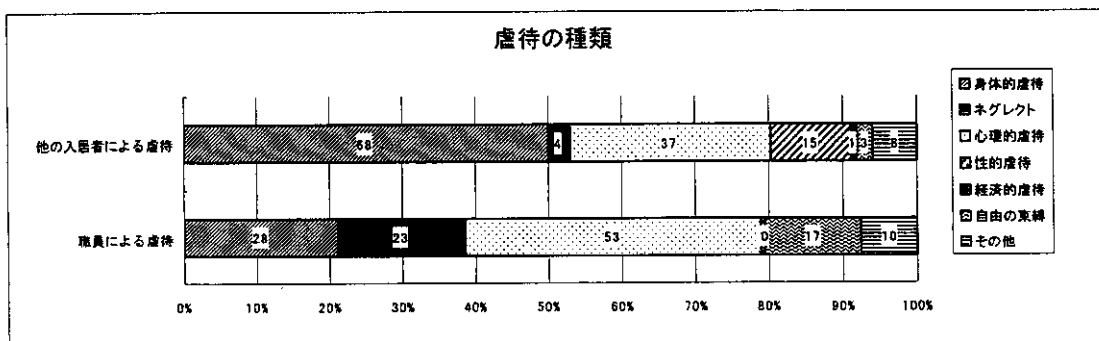
ウ 痴呆症状の有無

被害者の7割弱に痴呆症状が見られた。



エ 虐待の種類

他の入居者によるものでは身体的虐待が半数を占めるのに対し、施設職員によるものでは心理的虐待が4割で最も多くなっている。



【参考：主な先行調査研究の概要】

調査名・調査主体・実施時期	調査方法	調査結果の概要
高齢者の福祉施設における人間関係の調整に係わる総合的研究 (調査名に「福祉施設における」とあるが、調査対象は家庭内虐待事例) 高齢者処遇研究会 代表 田中荘司 (1994年6月)	全国400か所の在宅介護支援センターへ調査票を郵送し、過去半年間に把握した虐待事例について回答を求めた。回収率55.0%	被虐待者144名(男41女103) 延209件の虐待 世話の放棄・拒否 56.9% 身体的虐待 38.9% 心理的虐待 31.9% 経済的虐待 15.3% 性的虐待 2.1%
老人虐待と支援に関する研究(2) 東京医科歯科大学医学部保健衛生学科老人看護学講座老人虐待研究プロジェクト 代表 高崎絹子 (1996年6月)	埼玉県(92か所)・福岡県(220か所)・山形県(56か所)の保健所、市町村、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、計368か所の看護職1,811名へ調査票を郵送し、過去2年間に把握した虐待事例について回答を求めた。回収率81.8%	被虐待者171名(男36女125不明10) 延298件の虐待 世話の放棄・拒否 59.1% 身体的虐待 40.9% 心理的虐待 50.3% 経済的虐待 18.7% 性的虐待 0.6%
高齢者虐待の全国実態調査～主として保健・福祉機関調査より～ 大阪高齢者虐待研究会 事務局代表 津村智恵子 (1997年3月)	全国4,150か所の在宅要介護高齢者介護関連機関(保健所、市町村保健センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、高齢者総合相談センター、老人性痴呆疾患センター、精神病院・診療所等)へ調査票を郵送し、1995年度1年間に把握した虐待事例について回答を求めた。回収率36.9%	被虐待者1,183名、うち974名(男398/女572)について分析 世話の放棄・拒否 58.8% 身体的虐待 47.2% 心理的虐待 46.0% 経済的虐待 15.3% 性的虐待 0.3%
高齢者虐待の発生予防及び援助方法に関する学際的研究 長寿科学総合研究多々良研究班主任研究員 多々良紀夫 (1999年3月)	全国の老人デイサービスセンター1,000か所、在宅介護支援センター1,000か所、計2,000か所へ調査票を郵送し、過去2年間に把握した虐待事例について回答を求めた。回収率36.6%	被虐待者1,058名(男277女781) 延298件の虐待 世話の放棄・拒否 32.2% 身体的虐待 30.8% 心理的虐待 22.8% 経済的虐待 13.0% 性的虐待 1.2%
特別養護老人ホームにおける高齢者虐待に関する実態と意識調査 高齢者処遇研究会 代表 田中荘司 (2000年3月)	全国の特別養護老人ホームから1,997か所を抽出して調査票を郵送し、過去1年間に発生した虐待・不適切行為について回答を求めた。回収率34.7%	被虐待者203名(男48女147不明8) 世話の放棄・拒否 13.3% 身体的虐待 47.3% 心理的虐待 44.3% 経済的虐待 0.5% 性的虐待 7.9% その他 18.7%

2 高齢者虐待に関する調査について

(1) 趣 旨

高齢者に対する虐待のうち、家庭内で家族等が加害者となっているものについて、発生の実態及び原因、地域の関係機関等による援助・介入の状況等に関する調査を実施する。

(2) 調査実施機関

(財) 医療経済研究機構

(3) 調査対象

全国の市町村、在宅介護サービス等関係機関約2万か所を対象

(在宅介護支援センター、ケアマネジメント事業所、訪問介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、病院など)

(4) 調査スケジュール

平成15年11月 調査票発送

12月 調査票回収

平成16年 1月 集計・分析開始

3月 調査結果取りまとめ(予定)

米国における高齢者虐待への取組みについて

※ 淑徳大学・多々良紀夫教授 「高齢者虐待について－アメリカと日本の取組みの現状」(老年社会科学 2003年2003年10月)より作成。

- 連邦レベルの取組みとしては1992年に米国高齢者法 (Older Americans Act) を改正し、同法に新たに第7条「社会的に弱い立場にある高齢者の権利擁護活動」を規定。同条は次の3つのプログラムから構成されており、2003年度の連邦予算は約1,700万ドルとなっている。

①長期ケア・オンブズマンプログラム

- 長期ケア施設のサービスに関する苦情等 (虐待含む) の通報と対応
対象施設：ナーシングホーム、グループホーム、ケア付住宅等
- 通報への対応は、州及び郡レベルに配置されている有給のオンブズマン (約900人)、及び訓練を受けたボランティアのオンブズマン (約7,000人) が担当。
- 施設職員には通報義務も課されているが、虐待に関する通報は少数。

②高齢者虐待、放任、搾取防止プログラム

- 州の高齢者サービス組織 (及びその下部組織である地域高齢者サービス機関) が実施する以下のような虐待防止プログラムへの支援
 - ・虐待に関する市民教育や地域へのアウトリーチ
 - ・被虐待者やその家族を対象とする支援プログラム
 - ・通報システムや情報・データ収集 など

③高齢者人権及び法的援助開発プログラム

- 州が高齢者に提供する人権擁護及び法的援助プログラムへの支援であるが、連邦予算はついていない。

虐待等に対する通報義務等の例

〔児童福祉法（昭和22年法律第164号）〕

- 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、児童相談所等へ通告しなければならない（第25条）

〔児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）〕

- 虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに児童福祉法第25条に基づく通告を行わなければならない（第6条第1項）、
- 通告は刑法等の守秘義務違反にならない（第6条第2項）、
- 通告を受けた児童相談所の所長等は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならない（第7条）

〔配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）〕

- 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は配偶者暴力相談支援センター又は警察官へ通報する努力義務を負う（第6条第1項）
- 医師その他の医療関係者は通報することができる（第6条第2項）
- 通報は刑法等の守秘義務違反にならない（第6条第3項）

権利擁護等に関する現行施策の概要

- 現行の運営基準においては、介護サービス事業者はサービス提供の開始に当たり、利用者等に文書で説明等を行い同意を得なければならないこととなっている。
- 痴呆性高齢者等の介護保険サービス利用等に関しては、本人の意思決定を補完する観点から、成年後見制度利用支援事業や地域福祉権利擁護事業が行われている。
- また、高齢者が虐待などを受けている場合で介護保険サービスを利用できない場合には市町村は老人福祉法に基づき特別養護老人ホーム等への入所措置を行わなければならないこととなっている。
- 施設内における身体拘束については介護保険施行当初より施設運営基準において原則禁止する旨の規定を設けている。

1. 介護サービス利用に関する説明と同意

- 現行の運営基準においては、指定介護サービス事業者（施設）は、介護サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用（入所）申込者及び家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始についての同意を得なければならないこととされている。

2. 成年後見制度利用支援事業

（実施主体） 市町村

（対象者） 重度の痴呆性高齢者、知的障害者

（事業内容）

① 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動

- ・ 在宅介護支援センター等を通じたパンフレットの作成・配布
- ・ 高齢者、知的障害者やその家族に対する説明会の開催 など

② 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部

（費用負担） 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

（実施市町村数）	平成13年4月1日現在	179市町村（全体の 5.5%）
	平成14年4月1日現在	343市町村（全体の10.6%）
	平成15年4月1日現在	551市町村（全体の17.1%）

3. 地域福祉権利擁護事業

(実施主体) 都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会

(対象者) 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等

(事業内容)

以下の援助内容について、利用希望者の意向を確認しつつ、具体的な支援計画を策定し、契約を締結する。

①福祉サービスの利用援助

②苦情解決制度の利用援助

③福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

④日常的金銭管理（①～③に伴う預金の払い戻し、預け入れの手続き等）

※ 第三者機関である「運営適正化委員会」等を設置することにより、契約による事業の的確性を確保し、安心して利用できる仕組みになっている。

(利用料) 実施主体が定める利用料を利用者が負担。

(実施状況)	利用に関する相談件数	利用契約件数
平成14年度	159,746件	4,704件

4. 老人福祉法に基づく措置

- 市町村は、高齢者が家族の虐待等を受けている場合等であって、介護保険サービスを受けることができない場合には、職権により、特別養護老人ホーム等への入所措置を行わなければならないこととなっている。

(老人福祉法第11条)

※平成14年3月調査

・介護保険施行後2年間で、入所措置対象者：累計140人

うち、「虐待・無視」を理由とする入所者：58人

5. 身体拘束廃止への取組み

(1) 国における取組み

① 身体拘束廃止に向けた取組みに係る運営基準等の改正

- 平成12年の介護保険法の施行当初より、介護保険施設等の運営基準において、入所者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない旨を規定。

- 身体拘束廃止に向けて更なる取組みを促すため、以下のように運営基準等を改正（平成15年4月1日より施行）。

ア 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の義務を、運営基準上に明記。

- ・ その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。

- ・当該記録を2年間保存。

イ 解釈通知上に、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きについて、運営規程に記載することが望ましい旨を、新たに規定。

② 「身体拘束ゼロへの手引き」の作成と普及

- 身体拘束廃止の趣旨、具体的なケアの工夫や実例などを盛り込んだ、介護現場用の手引きを作成・普及（平成13年3月末より配布）。
また、痴呆介護研究・研修東京センターにおいて、「手引き」に基づいた啓発用のビデオを作成し、配布（平成14年7月）。

(2) 都道府県における主な取組み

- 推進会議の開催
- 身体拘束相談窓口の設置
 - ・都道府県の推進会議などに、介護の専門家が、介護担当者や利用者の相談に応じ、身体拘束を廃止していくためのケアの工夫等について具体的な助言・指導を行う身体拘束相談窓口を設置。
- 相談員養成研修事業の実施
 - ・介護相談員や在宅介護支援センターの職員などを対象として、身体拘束に関する基礎知識等の研修を行い、身体拘束廃止の助言・指導ができるような人材を養成。
- 家族支援事業の実施
 - ・家族に対し、身体拘束の意義を理解させるための講習会を実施するとともに、住民の身体拘束に対する理解を深めるための説明会等を開催。